

委員会専門部会に関する運用内規

制 定：2013年 4月 1日
最近改正：2016年 3月 27日

第1条 この運用内規は、委員会に関する規程第6条に基づき、これを定める。

第2条 専門部会は、委員会及び業務執行理事会の承認を経て、委員会活動に必要な事項の調査・研究・検討等の実務作業を行い、その成果及び結果を委員会に報告する。

第3条 専門部会の調査・研究等の活動及び会議開催に関わる経費の予算案は、委員会及び業務執行理事会の承認を必要とする。また、終了後は、その決算報告を委員会及び業務執行理事会に行うものとする。

第4条 専門部会は、1名の部長と若干名の部員により構成され、部長及び部員の選任は委員会及び業務執行理事会の承認を経て、委員長が指名・委嘱する。

2 部長は、委員の中より選任し、部員は、委員及び会員の中より選任する。

3 必要により、会員外の専門家に協力員として会議への参加や情報の提供を要請することができるものとする。

第5条 部長及び部員の任期は、選任時に委員会で決めるが、最長2年とする。なお、その延長が必要な場合は、委員会でその都度決めることができるものとする。

第5条 専門部会は、必要に応じて随時開催する。その召集は、部長が行う。

2 専門部会は、必要に応じて書面または、メールにて検討することができる。

第6条 本運用内規の改廃は、業務執行理事会の議決を経て理事長が行う。

附 則

1 この運用内規は2013年 4月 1日より発効する。

附 則

1 この運用内規は2016年 3月 27日より発効する。